

世帯及び事業所における受信料体系の課題(割引等)

平成19年6月22日

目次

1	受信料体系設定の際の基本的な考え方	2
2	受信料体系及び受信料額（月額）の推移	3
3－1－1	S37年に契約甲・契約乙の体系に移行した際の考え方	4
3－1－2	契約甲・契約乙の受信料額の算定の考え方	5
3－2－1	S43年に契約乙を廃止し、カラー契約と普通契約の体系に移行した際の考え方	6
3－2－2	カラー契約・普通契約の受信料額の算定根拠	7
3－3－1	H1年に衛星契約を設定した際の考え方	8
3－3－2	衛星契約の料額設定の考え方	9
3－3－3	衛星放送に係る経費負担の考え方	10
3－3－4	衛星放送に係る経費	11
3－4	H19年の普通契約のカラー契約への統合の考え方	12
4	支払特例（割引）と免除制度	13
5	受信料の支払特例（割引）等の概要	14
6－1－1	S36年に前払料額（前払割引）を導入した際の考え方	16
6－1－2	前払料額（前払割引）の算定の考え方	17
6－2	S59年に口座振替料額（割引）を導入した際の考え方	18
6－3－1	H1年に多数契約一括支払、団体一括支払に関する支払特例（割引）を導入した際の考え方	19
6－3－2	多数契約一括支払、団体一括支払の特例（割引）の算定の考え方	20
6－4－1	H18年に同一生計支払に関する特例（家族割引）を導入した際の考え方	21
6－4－2	同一生計支払に関する特例（家族割引）の算定根拠	22
7	事業所の受信料体系の見直しについて（H19. 2. 27 NHK報道発表）	23
8	事業所の受信料体系の見直しについて（NHK経営委員会における説明）	24
9	事業所の受信料体系見直しに関する問題意識	25

1 受信料体系設定の際の基本的考え方

(NHKの考え方)

「NHKの維持運営のための特殊な負担金」である受信料の性格を踏まえ、皆さまに公平に負担していただくことを原則として、総括原価方式を基本に基本料額を算出し、政策的な配慮を加味して、受信料体系を設定している。

○総括原価方式

- ・ 一般的には、適正な原価(効率的に事業が行われた場合に要するであろう総費用)に適正な事業報酬(事業の健全な維持・発展に必要な資本調達上のコスト)を加えたものが、総収入に見合うように料金を設定する方式。
- ・ 具体的には、一定の「料金算定期間」における適正な事業計画に基づいて発生すると予想される人件費、管理費、減価償却費、諸税等の事業費用に、その間必要な事業報酬を加えた額を『総括原価』とし、これと料金収入が等しくなるようにする料金設定方式。
- ・ これをNHKに当てはめた場合、総括原価は事業支出(番組制作費等物件費、人件費、減価償却費等)、および、資本支出充当(債務償還費等)を加えて算出した総括原価が総収入(受信料収入、副次収入等)に見合うことを基本に受信料額を設定。

【NHK提出資料より抜粋】

○臨時放送関係法制調査会答申（昭和39年9月）抜粋

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

○昭和55年3月17日 参・予算委員会 内閣法制局長官 答弁

「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります。」

2 受信料体系及び受信料額(月額)の推移

(単位:円)

年月	変 更 事 項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
T.15.8 S.21.4 9 22.9 23.7	社団法人「日本放送協会」設立(聴取料)	1 2.5 5 17.5 35					
25.6	放送法に基づく「日本放送協会」設立(聴取料→受信料)						
26.4 28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約 (ラジオは3ヶ月で200円)	50 50		200			
29.4 34.4		67 85		300			
3-1 (P. 4)	37.4 契約甲と契約乙の受信料体系に改定 ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50		契約甲 330			
3-2 (P. 6)	43.4 カラー契約と普通契約の体系に改定し、ラジオ受信料 (契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315			
51.6 55.5 59.4	口座振替に係る料額の導入 ・訪問集金:集金取扱者への支払い ・口座振替:預金口座等からの自動振替による支払い		710 880 1,040 (990)	420 520 680 (630)			
H. 1.4	消費税導入、継続振込の開始 ・継続振込・金融機関等における継続払込みによる支払い		1,070 (1,020)	700 (650)			
3-3 (P. 8)	1.8 衛星放送の本放送・有料化により5つの契約種別に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)
2.4			1,370 (1,320)	890 (840)	2,300 (2,250)	1,820 (1,770)	
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)
3-4 (P. 12)	19.10 普通契約のカラー契約への統合により3種別に ・地上契約 :地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 :衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395 (1,345)		衛星契約 2,340 (2,290)		

注:受信料額のうち、()内は継続振込、口座振替等の料金

3-1-1 S37年に契約甲・契約乙の体系に移行した際の考え方

■ 受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約 (ラジオは3ヶ月で200円)	50		200			
29.4		67		300			
34.4		85					
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に改定 ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50		契約甲 330			

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

(略)昭和三十六年度予算の御審議の際決定されました付帯決議の御趣旨にのっとりまして、適正な受信料制度を確立するため、部外の有識者からなる受信料調査会の設置等により慎重に検討を加えました結果、放送受信契約につきましては、協会の行なうすべての放送の受信についての契約と、ラジオのみの受信についての契約の二種に改めることとしたしまして、前者を放送受信契約甲、後者を放送受信契約乙と呼ぶこととしております。この新受信契約に対する受信料の月額につきましては、受信契約者の負担の軽減をはかることを目標といたしますとともに、第二次六カ年計画の効果的な遂行の面を勘案いたしまして、放送受信契約甲におきましては三百三十円、乙におきましては五十円と予定しているものであります。
【衆議院通信委員会会議録(S37.2.21)NHK溝上副会長】

(略)包括的受信についての契約(甲)を設ける理由は、テレビジョン放送がすでに標準放送(ラジオ)の放送区域の大部分におよび、かつ、その受信契約者のほとんど全部がラジオ放送の受信機をあわせ設置している現状にかんがみ、受信料収入による財源の確保および契約業務の合理化を図るためのものであり、また、ラジオのみの受信についての契約(乙)を設けるのは、現在なお協会の行なうテレビジョン放送のおよばない地域があり、また経済上の理由その他により、テレビジョン放送の受信機を設置していない者が存在する実情等に照らし、ラジオのみの受信者に対する契約の道を開こうとするものである。(略)
【受信規約変更認可申請書(S37.3.23)】

(参考)

- 最近におけるテレビジョン並びにラジオ受信契約数の変動にかんがみ、速やかに、現行受信料制度及び受信料の額につき再検討を遂げ、来年度以降、適正な受信料制度の確立を期すること。【衆議院通信委員会(S36.3.22)NHK予算に対する付帯決議】

- 受信契約者数の見込み(第2次6ヵ年計画)

(千件)

	S37	S38	S39	S40	S41	S42
契約甲(テレビ・ラジオ)	12,040	13,940	15,290	16,240	17,120	17,950
契約乙(ラジオのみ)	4,400	3,260	2,520	2,060	1,650	1,270

- 放送のカバレッジ…ラジオ:99.7% テレビ:86% 【衆議院通信委員会会議録(S37.2.21)NHK溝上副会長】

■ 収支予算等に対する郵政大臣の意見書(昭和37年)

受信に関する新規契約方式およびその受信料額について、受信者がその趣旨を十分了解しうるよう措置すること。

3-1-2 契約甲・契約乙の受信料額の算定の考え方

＜契約甲受信料の算定根拠＞

- 「すべての種類の放送の受信についての契約」として、契約甲を設け、当時(昭和37年)は、協会の行なうテレビジョン放送のおよばない地域があり、また経済上の理由その他により、テレビジョン放送の受信機を設置していない受信者が存在する実情等に照らし、ラジオのみの契約乙を併設した。契約甲は包括料金として位置づけられていた。
- 契約甲受信料は、NHKの経営を賄う基幹の収入として、テレビ放送およびラジオ放送の一部を実施するための経費を包括して賄うものとされた。契約乙受信料は、ラジオ放送の一部を実施するための経費を賄うものとされた。原価の考え方については、総括原価方式を基本とした。【NHK提出資料より抜粋】

この料金をきめますのにはいろんな原則があろうかと思いますが、今回の改定にあたりましては厳格な原価主義はとっておりません。ただラジオの面につきましては在来の八十五円、これをテレビとあわせて持つておられる向きについてはとにかく一律にして、特にラジオだけの世帯につきましてはこれを大幅に減額、あるいは場合によれば徴収をしないことにしたほうがいいんじゃないか、というような意見もかなり出て参っております。そういうようなことで、この関係については可能であれば引き下げを考えて参りたい。(中略)しかし、では三百三十円、ラジオだけのものについては五十円で、これで完全に経費が償えるかと申しますと、ここには大きな問題点があるわけでございまして、建設に必要な資金の関係につきましては、大幅に外部資金に依存しているということによって、現在のテレビとラジオ合わせた料金についても、可能な限りできるだけ低い料金に決定することができましたし、ラジオのみのものにつきましても、八十五円から四割の値引きになります五十円、こういうような低料金を決定することができたわけでございますが、いずれは返済をいたさなければならぬ、これも他に財源があるわけではございません、受信者の方々からいただく受信料の中で借金の元利を払っていかなければならぬわけでございますが、その大きな部分につきましては、一応今の料金のコストの中に算出をしないで参っておるものもございまして、一応今の大よその原価を念慮に置きつつ、原価そのものではなく、総合料金とラジオ単独料金を決定したのがいきさつでございます。

【参議院通信委員会会議録(S37.3.20)NHK小野専務理事】

(略)すなわち、契約(甲)の受信料月額、現行のテレビジョン受信料およびラジオ受信料の合算額385円に対応すべきものであるが、今日までの受信者との契約関係をも考慮し、かつ、NHKの経営努力をも勘案し、できるかぎりそれ以下の額とすることが望ましい。

また、契約(乙)の受信料月額は、現行のラジオ受信料85円に対応すべきものであるが、新たに設定する契約(甲)の受信料月額との関係において、相当な幅において現行以下の額とすることが可能なものとみられるので、そのような線にそって受信料月額の設定を行うことが望ましい。

一方、NHKが長期経営計画を実施するために必要な資金を受信料収入によって確保すべきものとする面をもあわせ考慮し、この調査会としては、これら二面の要請を総合して新しい受信契約体系の下における受信料の月額を次のように定めることが、妥当なものと思ふ。(略)

【受信料調査会報告書(36.12.7)】

3-2-1 S43年に契約乙を廃止し、カラー契約と普通契約の体系に移行した際の考え方

■ 受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に改定 ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約 カラー契約と普通契約の体系に改定し、ラジオ受信料(契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	契約乙 50 廃止	契約甲 330				
43.4			465	315			

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

協会の事業運営の根幹となります受信料体系について申し上げます。協会は、国民の受信料負担の軽減と公平を期する見地から、従来の契約体系及び料金を改め、普通契約とカラー契約の二種類の料金体系を設定し、料金の月額を普通契約においては三百十五円、カラー契約においては四百六十五円とすることとしております。また、ラジオのみの契約については、これを廃止することといたしております。

【参議院通信委員会会議録(S43.3.26)NHK前田会長】

放送受信契約の種別を普通契約とカラー契約にした理由は、近年におけるカラーテレビジョン放送の拡充にかんがみ、放送受信料の公平負担を図るためのものであり、また、契約乙を廃止するのは、ラジオ単独受信者の現況と今後の推移を考慮し、「放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う必要な措置として、これを行なうものである。

【受信規約変更認可申請書(S43.2.29)】

(参考)

- 放送のカバレッジ…ラジオ:99.7% テレビ:95% 【衆議院通信委員会会議録(S42.6.29)浅野電波監理局長】

- 有料契約数の推移

(単位:千件)

	S37	S38	S39	S40	S41	S42(見込み)
契約甲	13,337	15,602	17,056	18,121	19,112	20,081
契約乙	4,038	2,726	1,817	1,478	1,558	1,278

- 契約乙による収入見込み:7億2,000万円 集金経費:3億8,000万円 【衆議院通信委員会(S45.4.9)井出郵政大臣】
- 放送法等の一部を改正する法律…第32条第1項ただし書を改め、ラジオ放送に限り受信することのできる受信設備をのみを設置した者は、NHKと受信契約を締結することを要しないものとするもの

■ 収支予算等に対する郵政大臣の意見書(昭和43年)

受信料の額については、今後のカラーテレビジョン放送受信者の増加状況等を勘案のうえ、国民の受信料負担の軽減という見地から、これが適正かについてさらに考慮すべきである。

3-2-2 カラー契約・普通契約の受信料額の算定根拠

- カラー付加料金の原価は、カラー放送の実施のために基本経費に直接付加される費用とし、受信料公平負担の見地から、カラー受信者に負担していただくこととした。
- 昭和43年度から5年間を見通し、カラー放送のために直接必要とする付加経費を付加料金の原価とし、期間中ののべカラー受信契約数で除し、付加料金の月額を設定した。【NHK提出資料より抜粋】

カラー付加料金経費予測							(億円)	配賦基準
		S43	S44	S45	S46	S47	合計	
①	カラー番組制作	7.0	9.2	11.4	11.9	12.2	51.7	カラー番組について美術、フィルム、撮影、現像、パターン、スチール写真等、カラーのため必要な付加経費を算定
②	カラー技術設備運用	9.4	11.7	13.0	13.3	13.9	61.2	カラー放送設備について、撮像管費、補修費等の必要な設備維持運用費を算定
③	カラー受信の普及・受信技術指導等	4.6	5.0	5.7	6.4	7.1	28.7	カラー受信契約数により契約、収納経費を算定。さらに、技術指導、受信相談等カラー受信改善のために必要な付加経費を算定
④	カラーのための技術研究費等	2.6	3.5	4.2	4.6	5.1	20.0	カラーの開発改善研究に直接必要な経費ほかを算定
⑤	カラーのために付加される人件費、要員関係費	1.8	3.1	4.1	5.0	6.1	20.1	番組、技術、営業関係のカラー付加業務量に相当する要員分人件費ならびに要員関係費を算定
⑥	カラー放送設備の減価償却費	8.1	15.3	23.4	22.9	22.4	92.2	カラー放送設備に対して定率法により、必要な減価償却費を算定
合計		33.6	47.7	61.7	64.1	66.8	273.9	

(A)

需要予測							(万人)
	S43	S44	S45	S46	S47	合計	
年度内増加	140.0	90.0	120.0	140.0	160.0	650.0	
受信契約者数(カラー)	140.0	230.0	350.0	490.0	650.0	650.0	

(B)

期間中延受信契約者数(カラー)							
	S43	S44	S45	S46	S47	合計	
年度初頭数(+)	0.0	140.0	230.0	350.0	490.0	1210.0	
年度内平均増加数(+)	78.7	40.5	54.0	63.0	72.0	308.2	
前納数×0.0833(-)	3.5	6.7	11.6	18.4	27.1	67.3	
合計(A)	75.2	173.8	272.4	394.6	534.9	1450.9	
12か月延受信者数(A×12)	902.4	2085.6	3268.8	4735.2	6418.8	17410.8	

前納割引率 150円/1800円=0.0833

↑
期間中延べ受信契約者数(カラー) 17,410.8 万人
(C)

D = A / C 157.3 円
(D)

↓
付加料金を 150 円に設定

3-3-1 H1に衛星契約を設定した際の考え方

■ 受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
H. 1.4	消費税導入、継続振込の開始		1,070 (1,020)	700 (650)			
1.8	衛星放送の本放送・有料化により5つの契約種別に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)
注:受信料額のうち、()内は口座振替、継続振込の料金							

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

(略)NHKといたしましては、先生御指摘のように、百三十万ぐらい普及してくる、こうなりますと、ハードだけではなくてソフトの面にかかなりの費用がこれからかかってくるわけでございます。これを全く衛星放送を見ておられない地上波の方々の聴視料の負担で賄うにはそろそろ限界が来た。したがって、やはり衛星放送を御利用いただく方からは特別な料金をいただきませんと、地上波だけを見ておられる方からの不満が非常に出てまいりますので、もうそろそろ、私は、一年半ばかり前郵政大臣が説明されたように、独自のサービスをして百万以上この衛星を見る方がふえた段階では新しい料金をいただかなければいかぬということは、既に川原前会長時代から私も申し上げてきたわけでございます。したがって、今回八月から料金をいただくという趣旨は、やはりその不公平感をなくすということ、しかし、我々は新しく料金をもらう以上は、先ほど来申し上げているように、これはそれに値する放送内容を充実させて衛星放送の発展に資したいというのが当面NHKの立場でございます。【衆議院通信委員会会議録(H1.3.23)NHK島会長】

○ 今後のサービス拡充と経費の増加

衛星放送は普及の途上にあり、NHKは引き続きその発展、定着のため先導的な役割を果たしていく必要がある。今後魅力的なサービスを充実して、普及を一層進めるためには、番組経費を中心に支出はさらに増えるものと見込まれる。

○ 受益に応じた負担の必要性

今後の衛星放送に要する経費については、地上放送受信者の負担によることなく、衛星受信という受益を考慮して、衛星受信者にその負担を求めることが最も視聴者の納得を得られる方策であると考えられる。

○ 衛星放送の事業基盤の確立

NHKは、衛星放送の運営財源を確保して、今後の衛星放送の事業基盤を強固なものとするため、この段階で、新たに衛星料金を設定することとしたものである。

【平成元年度予算関連資料より抜粋】

■ 収支予算等に対する郵政大臣の意見書(平成元年)

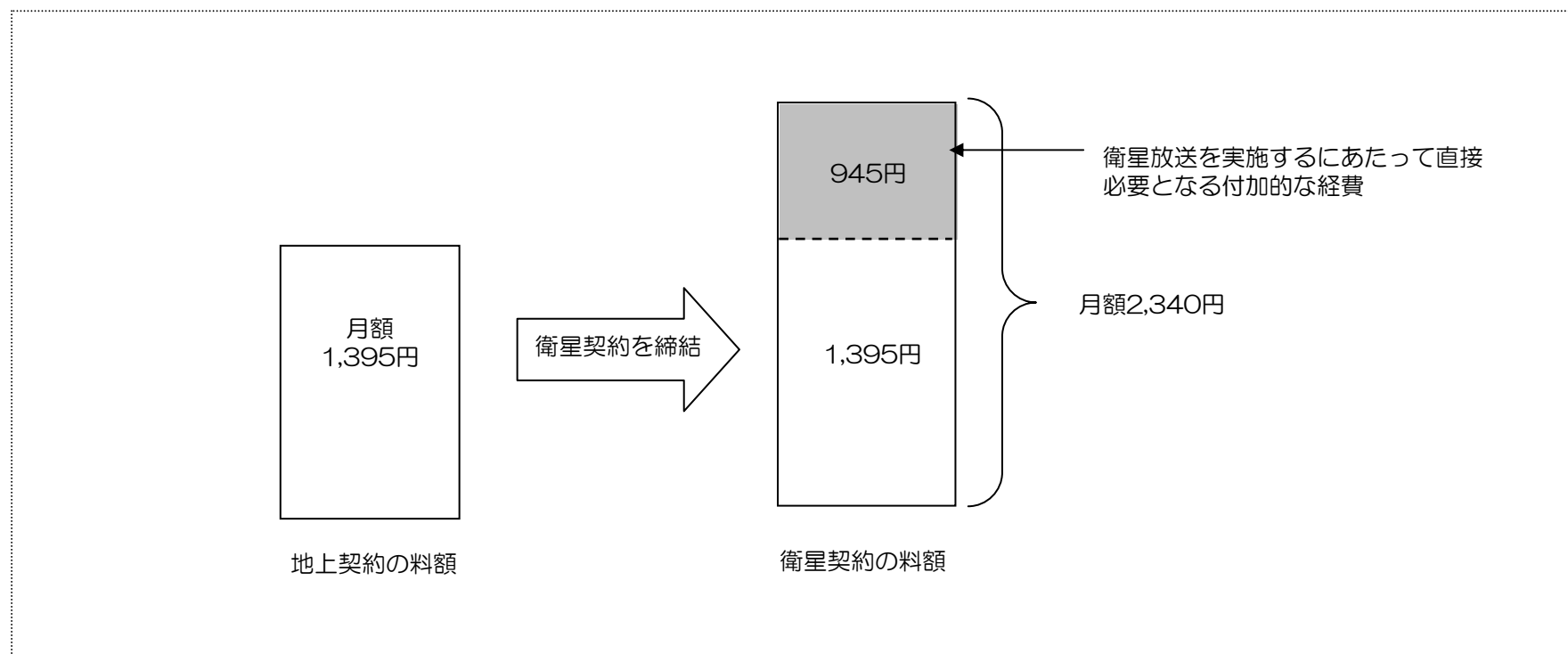
衛星料金を含む受信料については、その設定の趣旨について積極的に理解を求め、契約締結及び収納に万全を期すこと。

3-3-2 衛星契約の料額設定の考え方

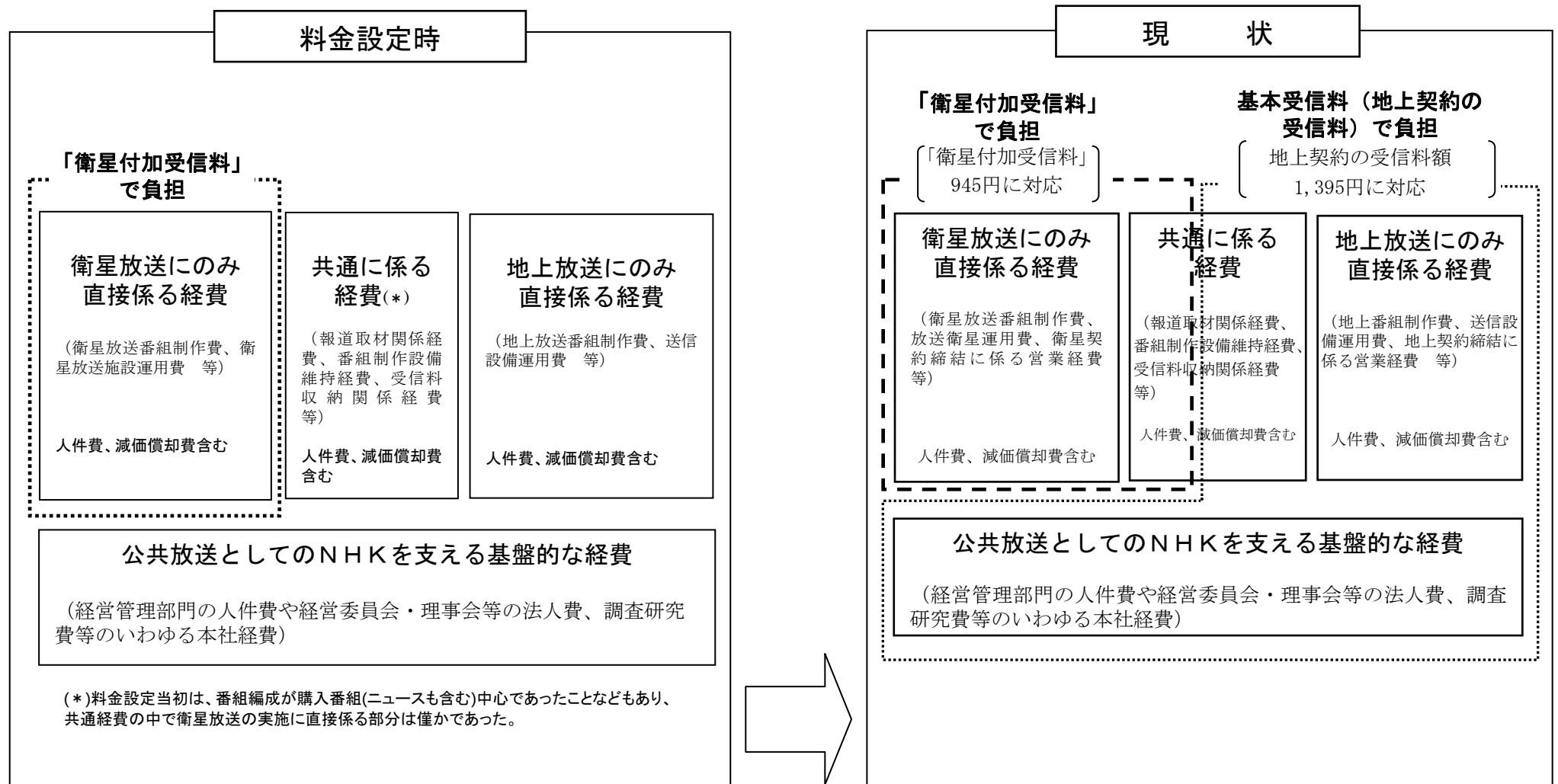
- 衛星契約の料額は、衛星放送の視聴の有無や視聴時間によって料金を徴収するといった対価料金ではなく、NHKの衛星放送業務を遂行するため、地上契約の受信料(基本受信料)に付加する形で設定した。

衛星放送の受信という受益の状況に着目し、受信料負担の公平の見地から、衛星放送受信設備の設置者に衛星放送の実施にあたって直接必要となる経費(衛星放送番組制作費、衛星放送施設運用費等)を負担していただくこととした。

【NHK提出資料より抜粋】



3-3-3 衛星放送に係る経費負担の考え方



共通経費を衛星放送に係る経費へ配賦

内部制作番組の比率の増加や衛星放送独自のニュース番組の制作など、衛星放送の進展により、業務実態が料金設定当時から大きく変化してきたことに伴い、平成7年度より平成10年度にかけて経費区分の見直しを実施。

3-3-4 衛星放送に係る経費

(単位 億円)

区 分	19年度予算	衛星放送に係る経費	配賦基準	受信料の内訳
事業支出	6,307.8	1,222.2		(945円)
事業運営費	5,434.0	1,081.4		
国内放送費	2,684.8	801.2	直課 衛星放送番組制作費 衛星放送のみに直接係る経費（直課） 配賦 スポーツ放送権料 受信契約件数比率を用いて按分 配賦 報道取材関係経費 衛星放送による独自ニュース放送の開始に伴い、ニュース放送時間比率で按分 配賦 番組資料費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 配賦 資料費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 配賦 情報処理経費等 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 一部、編成情報システムの経費についてはNHKの全波を扱うため波数比率で按分 配賦 放送会館等施設運用費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率（業務実態に 応じ本部比率、地方比率）で按分 配賦 技術管理費等 業務の経費比率（衛星放送にかかる経費割合）で按分	番組費等 (619円)
契約収納費	592.2	147.0	直課 その他、衛星放送施設運用費、審査費（一部）など衛星放送のみに直接係る経費を峻別して直課 直課 衛星契約取次事務費、衛星契約足進費は、衛星契約の契約取次ぎ業務のために係る経費（直課） 配賦 収納関係経費 衛星料金を含む受信料の集金業務等に係る経費について、業務に対応する契約の件 数比（受信契約件数（訪問）比率）を用いて按分 配賦 システム情報費 営業システムは、受信契約件数比率で按分 配賦 契約収納管理費 業務実施のための管理費を契約収納費の経費比率（衛星放送にかかる経費割合）で按 分	営業経費 (114円)
受信対策費	17.0	2.6	直課 衛星放送のみに直接係る経費（直課）	運用経費等
広報費	32.9	1.8	直課 衛星放送のみに直接係る経費（直課）	
給与、退職手当・厚生費	1,826.3	128.0	直課 衛星放送番組制作にかかる制作要員等を直課 配賦 衛星放送に係る業務量について、各部署からの報告等により把握	(103円)
共通管理費	122.7	0.5	直課 衛星放送のみに直接係る経費（直課）	
その他の事業運営費	157.8	0.0		
減価償却費等	873.8	140.7		
減価償却費	674.9	120.9	直課 放送衛星等 衛星放送のみに直接係る経費（直課） 配賦 番組制作系設備 番組の設備は自主制作の増加に伴い使用が増加することから自主制作比率で按分 配賦 送出・送信設備 送出・送信設備は全波にかかる施設であることから波数比率で按分	減価償却費 (94円)
納付消費税	106.0	19.7	直課 衛星放送に係る収入と経費より、納付すべき消費税	納付消費税 (15円)
その他の経費（財務費等）	92.8	0.0		

3-4 H19年の普通契約のカラー契約への統合の考え方

■ 受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変 更 事 項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)
19.10	普通契約のカラー契約への統合により3種別に改定 ・地上契約 : 地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 : 衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 : 難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395 (1,345)		衛星契約 2,340 (2,290)		

注: 普通契約のカラー契約への統合は、普通契約を完全に廃止するものではなく、放送受信規約付則により、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合は、NHKに経過措置適用申請書を提出することにより、当分の間普通契約の料額が継続適用される。

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

白黒テレビの国内生産が中止されたのは昭和六十二年でございます。この時点でいわゆる白黒契約、普通契約が百五十万件ございました。それが二十年経過いたしまして、現在は三十二万件残っていると、十八年度末の見込みでございます。(略)ただ、これは年々数万件ずつ減っていることは事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、もう二十年生産中止されてから経過しているということを踏まえまして、この際、白黒契約につきましてカラー契約に統合させていただくというふうにしたものでございます。【参議院総務委員会会議録(H19.3.27)NHK小林理事】

(参考)

・ 有料契約数の推移

(万件)

	H15	H16	H17	H18(見込み)
契約総数	3,690	3,662	3,618	3,619
うち普通契約等	40	37	35	32
(普通契約等割合)	(1.1%)	(1.0%)	(1.0%)	(0.9%)

※普通契約等: 普通契約と衛星普通契約

■ 収支予算等に対する総務大臣の意見書(平成19年度)

協会においては、普通(白黒)契約のカラー契約への統合など受信料体系の改定をすることとしているが、これらの措置にとどまらず、受信料不払者及び未契約者の解消に向け、口座振替の推進及びホテル等の受信実態等を勘案した事業所向け受信料体系の抜本的見直しなど、あらゆる措置について早急に検討の上、全力で取り組むこと。

4 支払特例(割引)と免除制度

■ 支払特例(割引)を含む受信料額は収支予算を承認することによって国会が決定(放送法第37条)

○ 放送法

(受信契約及び受信料)

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 (略)

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第37条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 (略)

4 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。

■ 受信料の免除は総務大臣の認可を受けた基準による(放送法第32条)

○ 放送法

(受信契約及び受信料)

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(受信料免除基準の認可申請)

第4条 法第32条第2項の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

1 受信料免除の基準

2 受信料免除の理由

3 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明

4 実施しようとする期日

○ 日本放送協会放送受信規約(抜粋)

(放送受信料の免除)

第10条 放送法第32条第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

5 受信料の支払特例(割引)等の概要

1 多数契約一括支払の特例(平成元年8月導入)

ひとりの受信契約者が、10件以上の衛星契約の受信料を口座振替または継続振込で支払う場合

衛星契約 50件未満の場合 … 月額200円/件

〃 50～99件の場合 … 月額230円/件

〃 100件以上の場合 … 月額300円/件

2 団体一括支払の特例(平成元年8月導入)

受信契約者が15名以上まとめ、ケーブルテレビなどの団体を通じて、衛星契約の受信料を支払う場合

衛星契約 月額250円/件 ※訪問集金による受信料額から割引

3 同一生計支払の特例〔家族割引〕(平成18年12月導入)

親元を離れて暮らす学生、または単身赴任者が受信料を口座振替等により支払う場合、受信料額の33%を割引

※親元・自宅に同一生計者の契約があり、口座振替等で支払うこと等が要件

地上契約 月額445円/件

衛星契約 月額760円/件

4 その他

○受信料の支払を口座振替等によって、月額50円の割引(昭和59年4月導入)

○受信料を前払にすることによって割引〔6ヶ月約5.0%、12ヶ月約7.5%〕(昭和36年4月導入)

(参考) 受信料免除制度の概要

- 1 受信料の免除制度は、社団法人日本放送協会が大正15年当時から、学校、社会福祉施設等を対象に実施。
- 2 昭和25年のNHK発足時においても、放送の普及、国民福祉等のため受信料免除制度を創設。
- 3 昭和53年以降は、国会の附帯決議等を受け、NHKの負担軽減を図るために免除措置を順次廃止。

1 全額免除	<施設関係> ・ 学校 (小中学校等の教室) ・ 社会福祉施設 (生活保護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、身体障害者福祉施設、知的障害者福祉施設、婦人保護施設、更生保護事業施設、その他の社会福祉施設) ※平成12年12月の受信料免除基準の変更(大臣認可)により、社会福祉施設の明確化を実施。 <個人> ・ 公的扶助受給者、身体障害者、社会福祉事業施設入所者、市町村民税非課税の重度の知的障害者、災害被災者
2 半額免除	<個人> ・ 視覚・聴覚障害者、重度の身体不自由者、重度の戦傷病者 ※施設関係の対象はない

(日本放送協会放送受信料免除基準に基づき作成)

(参考)

○放送法(昭和25年法律第132号)

(受信契約及び受信料)

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

○放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(受信料免除基準の認可申請)

第4条 法第32条第2項の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 1 受信料免除の基準
- 2 受信料免除の理由
- 3 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明
- 4 実施しようとする期日

○日本放送協会放送受信規約(抜粋)

(放送受信料の免除)

第10条 放送法第32条第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

6-1-1 S36年に前払料額(前払割引)を導入した際の考え方

■ 割引の概要

- 受信料を前払にすることによって割引〔6ヶ月約5.0%、12ヶ月約7.5%〕(昭和36年4月導入)

割引率の推移

	昭和36年4月以降	昭和59年4月以降	平成元年4月以降
6か月前払	8.3%	6.3%	5.0%
12か月前払	8.3%	8.3%	7.5%

- 受信料の前払に対応した金利相当分、収納回数の減による経費節減分を利用者に還元するという考え方から導入。

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

受信者に対する施策といたしましては、低普及地域の開発を積極化いたしますとともに、テレビジョン難視地域救済策の一環としての共同受信施設への助成を拡充することにいたしております。また、教育放送の利用促進をはかるため、僻地の小中学校に対して学校放送テキストの無料配布についても計画しております。さらに、受信者の切なる要望にこたえますため、受信料の集金期間を従来の三カ月から二カ月に短縮しますとともに、受信料前納者に対する割引を実施することにしております。

【衆議院通信委員会会議録(S36.3.10)NHK阿部会長】

受信料収納の確保と安定を図るため、受信者の便宜と要望に沿って受信料の徴収期を従来の3ヶ月単位から2ヶ月単位に改めるとともに、社会的慣行に即し、受信者サービスとしての効果および受信料徴収の円滑化を期するため前納割引制度を実施することとし、関係条項を変更しようとするものである。

【受信規約変更認可申請書(S36.3.23)】

6-1-2 前払料額(前払割引)の算定の考え方

- 昭和36年度の導入時には、簡易保険の割引率なども参考にしながら、銀行の定期預金金利(1年5.5%、半年5.0%)より3%程度高めの8.3%の割引率を設定した。
- 昭和59年度には、6か月と12か月で割引率が同じなのはおかしいとの国会での議論や、視聴者から寄せられた意向を踏まえて、6か月前払の割引率のみ2%引き下げを行った。
- 平成元年度には、長期的な金利の低下傾向を踏まえ、金利低下の約半分程度の割引率の変更を行った。【NHK提出資料より抜粋】

○ この割引率をパーセンテージで申し上げますと八・三三%ということでございます。これはほかの例をとりますと、郵政省の簡易保険の割引率と一緒にございまして、われわれが実施していく中で、内容的には料金の先取りに対応した金利分と申しますか、あるいは前納による集金などの関係経費の節減分、それから社会慣行、過去の実例といったものを勘案いたしまして、八・三三%の割引率で実施させていただいております。

【衆議院通信委員会会議録(S55.4.2) 海林NHK理事】

S59年改定時の考え方(H1改定時も同様の考え方による)

<1年前払>

■金利相当分(1年前払収納することによってNHKが1年間に得られると想定される金利相当分)

$$\begin{aligned} A &= 10,890 \text{ 円 (1年前払額)} \\ r &= 5.75\% \text{ (定期預金金利)} \end{aligned}$$

	金利相当分	計算式
①(2か月分)	87.0	$(A/6) \times (r/12) \times 10$
②(2か月分)	69.6	$(A/6) \times (r/12) \times 8$
③(2か月分)	52.2	$(A/6) \times (r/12) \times 6$
④(2か月分)	34.8	$(A/6) \times (r/12) \times 4$
⑤(2か月分)	17.4	$(A/6) \times (r/12) \times 2$
⑥(2か月分)	0.0	$(A/6) \times (r/12) \times 0$
合計	260.9	—

(円)

■経費節減分

$$\begin{aligned} &172 \times 5 = 860 \text{ 円/年} \\ &\text{(収納1回当たりコスト(円))} \quad \text{(収納回数減(回))} \\ &\text{合計} \quad 1121 \text{ 円/年} \\ &\quad \downarrow \\ &\text{実際の割引額} \quad 990 \text{ 円/年} \\ &\quad \text{(割引率8.3\%)} \end{aligned}$$

<6か月前払>

■金利相当分(6か月前払収納することによってNHKが半年間に得られると想定される金利相当分)

$$\begin{aligned} A &= 5,570 \text{ 円 (半年前払額)} \\ r &= 5.0\% \text{ (定期預金金利)} \end{aligned}$$

	金利相当分	計算式
①(2か月分)	30.9	$(A/3) \times (r/12) \times 4$
②(2か月分)	15.5	$(A/3) \times (r/12) \times 2$
③(2か月分)	0.0	$(A/3) \times (r/12) \times 0$
合計	46.4	—

■経費節減分

$$\begin{aligned} &172 \times 2 = 344 \text{ 円/年} \\ &\text{(収納1回当たりコスト(円))} \quad \text{(収納回数減(回))} \\ &\text{合計} \quad 390 \text{ 円/年} \\ &\quad \downarrow \\ &\text{実際の割引額} \quad 370 \text{ 円/年} \\ &\quad \text{(割引率6.3\%)} \end{aligned}$$

6-2 S59年に口座振替料額(割引)を導入した際の考え方

■ 割引の概要

○受信料の支払を口座振替等にすることによって、月額50円の割引(昭和59年4月導入)

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

受信者の方々からいろいろな御理解、ただいまお話がありましたような受け取り方はあろうかと思えますけれども、私どもといたしましてはどちらがどっちということをごさいますで、やはり口座振替によっていわゆるコストメリットと申しますのを口座利用の方に還元するというような形で、いわば支払い区分に応じた公平負担を図っていくという考え方でこういつた制度を設けたわけでございます。

また、どちらが元かということになりますと、この点につきましてはいろいろ制度上の解釈の仕方があろうかと思えますけれども、将来は口座振替が中心になりまして契約収納業務が運営されていくことになるわけでございますので、実態的な面からしますと、口座料金というものを軸にしなが業務を展開していく必要があろうかというふうに考えております。

【衆議院通信委員会会議録(S59.3.23)NHK林理事】

放送受信料額の改定を機に、口座振替の利用によってもたらされるメリットの一部を利用者に還元するとともに、口座振替利用の一層の促進を図り、効果的・効率的な放送受信料収納の実現をめざすため、口座振替利用者について改定幅のより小さい放送受信料額を設定することとし、関係条項及び付則を整備しようとするものである。

【受信規約変更認可申請書(S59.2.21)】

■ 収支予算等に対する郵政大臣の意見書(昭和59年)

協会は、受信料収入の確保及び負担の公平の観点から、口座振替制度の積極的活用等一層効率的な営業活動に努めること。

■ 口座振替割引の算定の考え方

訪問集金1件のコストと口座振替1件のコストの差は54円

◆ 訪問集金1件のコスト

$(166\text{億円} \div 1,322\text{万件}) \div 12\text{か月} = 105\text{円(月額)}$
(訪問収納経費) (平均受信契約数)

○ 訪問収納経費の内訳

- ・ 収納業務費 125億円
- ・ 収納促進費 22億円
- ・ 収納運用・管理費等 17億円

○ 平均受信契約数の算出方法

(S58年度末訪問集金件数見込 1,447万件
+ S59年度末訪問集金件数見込 1,197万件) $\div 2 = 1,322\text{万件}$

◆ 口座振替1件のコスト

$(104\text{億円} \div 1,717\text{万件}) \div 12\text{か月} = 51\text{円(月額)}$
(口座収納経費) (平均受信契約数)

○ 口座収納経費の内訳

- ・ 収納業務費 91億円
- ・ 収納促進費 1億円
- ・ 収納運用・管理費等 11億円

○ 平均受信契約数の算出方法

(S58年度末口座振替件数見込 1,592万件
+ S59年度末口座振替件数見込 1,842万件) $\div 2 = 1,717\text{万件}$

6-3-1 H1年に多数契約一括支払、団体一括支払に関する支払特例(割引)を導入した際の考え方

■ 割引の概要

○ 多数契約一括支払割引、団体一括支払割引ともに、衛星放送の普及促進と受信料の契約・収納の効率化に資する観点から設定。

○多数契約一括支払(平成元年8月導入)

ひとりの受信契約者が、10件以上の衛星契約の受信料を口座振替または継続振込で支払う場合

衛星契約 50件未満の場合… 月額200円/件

“ 50～99件の場合… 月額230円/件

“ 100件以上の場合… 月額300円/件

○団体一括支払(平成元年8月導入)

受信契約者が15名以上とまり、ケーブルテレビなどの団体を通じて、衛星契約の受信料を支払う場合

衛星契約 月額250円/件 ※訪問集金による受信料額から割引

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

団体一括支払いについては、平成元年度八月からの衛星放送の有料化によりまして、衛星契約の促進と契約収納業務の効率化を図るため、衛星契約者十五名以上がまとまった場合に、代表者の口座から一括して引き落とすということを条件に、一契約者から一月二百五十円を割引くという割引制度でございます。これによりましてCATV加入者の衛星契約の促進を図っていかうとしたわけでございます。(中略)

一方、多数一括支払いは、主にホテルとか病院、大規模事業所の衛星契約十件以上の一括支払いに対して割引く制度でございまして、平成三年度には新たに九百十九グループの多数一括支払いの適用がありまして、約四万五千件の増加になっております。これも前年度実績を上回っております。全体から見ると大したウエートではございませんけれども、着実に伸びておることから、今後も衛星放送の普及と衛星契約の増加のためにこれらの制度を積極的にアピールするとともに、CATV業務委託の拡大やホテル、大規模事業所への衛星放送の導入を促進してまいりたいというふうに考えております。

【参議院通信委員会会議録(H4.6.18)NHK諏訪理事】

(略)「元年の八月に有料化したことを機会に、CATV側は有料化に反対だということを、昨年の二月にそういう方針を打ち出しまして、大変話し合いは難航しておったんです。(略)

それで、平成元年度予算の中で、衛星放送の有料化に当たりまして、CATVがNHKにかわって各加入者からNHKの受信料を徴収して支払いいただけるならば団体一括割引制度ということで有利な制度を導入いたしまして、これを適用しようということになりまして、今次予算でも一件当たり平成元年度は百五十円割引きということでしたが、二百五十円割引くということで予算をお願いしているわけでございます。これが御承認いただけるならば、これをもってさらにCATVとの関係改善のために話し合いを深めてまいりたいというふうに考えておるわけであります。

【参議院通信委員会会議録(H2.3.30)NHK高橋理事】

■ 収支予算等に対する郵政大臣の意見書(平成元年)

衛星料金を含む受信料については、その設定の趣旨について積極的に理解を求め、契約締結及び収納に万全を期すこと。

6-3-2 多数契約一括支払、団体一括支払の特例(割引)の算定の考え方

○ 割引額は次の表のとおりであり、諸外国の例や他企業の割引率を参考に設定した。

	多数契約一括支払	団体一括支払
平成2年度～	衛星カラー契約 ・10～50件未満の場合 1件あたり月額200円割引 ・50～99件の場合 1件あたり月額230円割引 ・100件以上の場合 1件あたり月額300円割引 衛星普通契約と特別契約 ・10件以上の場合 1件あたり月額90円割引 ※10件以上の契約をした場合、1～9件についても割引対象となる。	15件以上の契約件数の場合、1件あたり訪問集金月額に対し250円割引
平成元年度	10件目以上の契約件数を対象に1件あたり月額100円割引	15件以上の契約件数の場合、1件あたり訪問集金月額に対し150円割引

※平成2年度の団体一括支払割引額の設定は、JR等他企業における料金の団体割引率を参考に、団体割引に対する社会的な割引感覚、その時点の口座1年前払割引(190円)との整合性を考慮し、その時点の割引額150円(7.5%)を250円(12.5%)とした。

それから、多数契約一括支払いの割引については、ホテル等に衛星放送をたくさん導入していただくということも考えましてこの団体一括支払いの割引水準を考え、また衛星契約の促進あるいはお客さんが衛星放送を見ていただけるというようなPR効果も考えて二百円から三百円の範囲内で割引額としたものでございます。

先生のお尋ねの訪問集金コストというのは、月額一件当たり百五十八円でございますが、それだけを考慮して設定したものではなく、その最大の理由は、繰り返しますが、衛星の契約とそれから収納の促進ということで設定したのだということですのでよろしくお願いいたします。【衆議院通信員会会議録(H6.3.24)NHK菅野理事】

割引額設定にあたり参考とした例

■多数契約等割引の例

	割引対象	割引内容
イギリス	営業用宿泊施設	15台までは1台分、以降5台増えるごとに1台分追加支払
フランス	世帯・事業所	11～30台目まで25%、31台目以降50%引き
西ドイツ	ホテル	2台目以降について台数の50%引き
郵便小包		10～99個 20%、100個以上 25%、500個以上 30%
回数航空券	6枚綴り	12.5%
JR普通回数乗車券	11枚綴り	9.1%

■団体割引の例

	割引対象	割引内容
JR	15名以上	10%
JAL	15名以上	10～15%
簡易保険	15名以上	7%

6-4-1 H18年に同一生計支払に関する特例(家族割引)を導入した際の考え方

■ 割引の概要

○親元を離れて暮らす学生、または単身赴任者が受信料を口座振替等により支払う場合、受信料額の33%を割引

※親元・自宅に同一生計者の契約があり、口座振替等で支払うこと等が要件

地上契約 月額445円／件

衛星契約 月額760円／件

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

NHKにおいては、今回の受信規約変更の必要性を、次のとおり、考えている。

親元を離れて生活する学生、及び単身赴任者については、学生証や健康保険証等により容易に把握・確認が可能であり、当該学生及び単身赴任者の受信料について割引を適用することにより、一の生計で複数契約が必要であることによる高額負担を軽減することで負担の公平性を確保し、学生・単身赴任者からの受信契約増加の促進に伴う収納率の向上に資するとともに、受信料収納に係る経費の削減を図る。

【電波監理審議会会長会見用資料(H18.3.15)諮問第9号説明資料より抜粋】

6-4-2 同一生計支払に関する特例(家族割引)の算定根拠

○ 学生について

平成16年全国消費実態調査によると、二人以上の世帯の月間消費支出は約32万円(320,063円)。主たる家計維持者以外が学業で長期不在の世帯の月間消費支出は約53万円(532,878円)であり、約21万円(212,815円)の支出増となっている。つまり、学生が離れて住むことで、支出が67%増加していることがわかる。その割合に見合う割引率を計算すると、33%となる。

○ 単身赴任者について

単身赴任者の月間消費支出は約22万円(222,491円)。二人以上の世帯の月間消費支出約32万円(320,063円)に対し69%となり、これは、単身赴任により支出が69%増加することを示している。その割合に見合う割引率を計算すると、31%となる。

○ しかし、ここで、学生を33%、単身赴任者を31%の割引率とすると、2本の割引率が存在することとなり、受信料体系をいたずらに複雑化してしまうこと、また、その差もわずかであることを考慮し、学生、単身赴任とも同一の割引率33%とした。

○ なお、33%という割引率については、協会財政に与える影響の観点からは、当面、減収が発生することになるが、33%であれば、受信契約増加の促進や収納の安定化、収納コスト削減といった効果により、相応の期間内に収支均衡とすることができる。また、他企業の学生及び単身赴任者を対象とした料金の割引率と比較してみても、社会的に相応の範囲内にあると考えられる。

(学生)

- ・航空会社:スカイメイト会員の割引率は43～51%程度
- ・携帯電話:学生割引の割引率は50%

(単身赴任者)

- ・航空会社:単身赴任者の割引率は36～37%程度
- ・携帯電話:単身赴任者を含む家族割引として割引率は25%

【NHK提出資料より抜粋】

7 事業所の受信料体系の見直しについて(H19.2.27NHK報道発表)

1 見直しの方向性

NHKにおいては、社会・経済状況の変化に対応した「より公平で合理的な受信料体系」への整備を進めており、中でも、事業所を対象とした受信料体系の見直しについては、「平成18～20年度 NHK経営計画」において検討項目とし、また、会計検査院の指摘も踏まえ、事業所の受信料体系について新しいルールを設けて公平負担の徹底を図ることとしている。

- (1) 対 象 ホテル、病院などの事業所
- (2) 内 容 テレビ設置数の申告を求め、全数分の支払を前提に、地上契約・衛星契約ともに敷地内の2契約目以降は受信料を半額程度とする
- (3) 実施時期 平成20年度中

[参考]

- ・平成18年度～20年度 NHK経営計画（抜粋）
「（前略）ホテルなどの事業者のより合理的な受信契約の改定を、平成19年度中に実施することを検討します。」
- ・平成17年度会計検査院決算検査報告（抜粋）
「（前略）5つのホテルグループに属する128ホテルについて（中略）その契約率（客室数に対する受信契約件数の比率）を試算したところ、各ホテルグループごとの契約率には最大で80ポイント以上の差がある状況となっていた。」

※ これまで10件以上の衛星契約者についてのみ1件あたり月額200円～300円の割引（多数契約一括支払の特例）については、新しい体系（上記）に吸収。

2 今後の課題

世帯を含む受信料体系全体の考え方については、契約・収納業務の改革を含めた、今後のNHKの中長期的な事業展開などを踏まえながら総合的に検討を進め、平成19年9月末までにまとめる。

8 事業所の受信料体系の見直しについて(NHK経営委員会における説明)

4 報告事項

(1) 事業所の受信料体系の見直しについて

(中略)

(理事)受信料収入への影響については、2契約目以降を半額程度とすると、ホテルや病院については、特例により100%のお支払いとなる増収部分と、逆にこれまで高率でお支払いいただいていたところの減収部分が相殺され、おおむねプラス・マイナス・ゼロの影響と試算しております。しかし、一般の事業所については、中小の事業所で、今後どれだけお支払いいただけるようになるのか、詳細なシミュレーションが必要です。当初は減収が見込まれるものの、相応の期間内に減収額を増収額が上回るよう、努力していきたいと考えています。まずは公平負担の徹底を主眼に置いて、減収も覚悟して取り組んでまいりたいと考えています。

(中略)

(経営委員会委員)受信料収入への影響について、ホテルと病院については増収部分と減収部分が相殺されて、プラス・マイナス・ゼロという試算は一定理解できます。一方、一般事業所について、相応の期間内に減収額を増収額が上回るよう努力することですが、その増収要因とは、何を想定しているのですか。

(理事)これは、ホテルや病院も含めた事業所全体でという意味です。ホテルや病院については契約率を少しずつ向上させるとともに、一般事業所についても未契約の解消に向けた取り組みを強化して、収入の増加を図ってまいります。そうすれば、全体として今後プラスに転じると考えています。

(中略)

(経営委員会委員)(略)2契約目以降を半額程度にするというのは、事業収支上きわめて危険な話だと思います。さきほどプラス・マイナス・ゼロとお話がありましたが、事業所契約の現状を勘案すると、確実に減収になるのではないかと思います。

(理事)事業所の2台目以降を半額程度にする特例は、設置台数が証明されないと適用されません。ですから、割引による減収は、一定程度覚悟しておりますが、全体の設置数を把握し契約することによって、プラスに転じることを想定していますので、リスクとは考えていません。(略)

(中略)

(経営委員会委員)世帯契約は1世帯につき1台分の支払いで、それを事業所に当てはめた場合、1つのコンパートメントにつき1台分の契約でよいということになりますが、2台目以降が半額程度になるとしても、世帯に比べて、事業所は負担が重いと言えます。そういう実態をきちんと説明しないで、事業所の割引だけを公表されることになると、視聴者の皆さまに受信料の公平負担の趣旨が正しく理解されるのか、いささか心配なところがあります。

(理事)(略)世帯契約との違いについては説明が必要かと思います。まず事業所の割引を公表することで、世帯はどうなのか、事業所のほうが有利ではないかという話になる可能性はあります。ご指摘のように、事業所が厳しい設置場所ごとの契約であったものを、少し緩和して、公平負担を徹底しますという説明をしようと考えています。なお、世帯契約についても、今後さまざまな観点から検討してまいりたいと思います。

(中略)

(経営委員会委員)今回ご説明のあったような、事業所の2台目以降が半額程度というのは、考え方の根拠が理解できません。事業所では、その事業を行うために必要だからテレビを設置しているのであって、家庭におけるテレビと、その設置の重要度が全然違うと思います。

(理事)どの程度、割り引くのかということについては、いろんな考え方があると思います。半額程度にするという根拠を求められても、なかなか回答するのは難しいと思います。その根拠や方法論よりも、ホテルなど、契約がバラバラなものを公平負担に近づけることや、事業所の契約の実態を明らかにし、公平負担を呼びかけることなど、そういったところから取り組んでいこうとするものであるということもご理解ください。

(後略)

9 事業所の受信料体系見直しに関する問題意識

1 事業所の受信料体系の見直しについて

○ 「半額程度」という割引率の妥当性

- ・ 2契約目以降の受信料を「半額程度」とするとの割引率はどのように算出しているのか。これまでの受信料体系の改定の考え方と整合的か。

○ 新たな事業所割引により「公平負担の徹底を図る」としていることの意義・妥当性

- ・ 「公平負担の徹底を図る」とは、①現状では契約率が区々であるために事業所間に存在する不公平感を、割引導入により契約率を上げることでは是正することを指すのか、②受信料体系自体を公平な体系にすることを指すのか。
- ・ 新たな事業所割引は、事業所間で公平なものとなるのか。その理由は何か。
- ・ 「公平負担の徹底を主眼に置いて、減収も覚悟して取り組んでまいりたい」※としているが、事業所からの受信料収入が減収となれば、そのしわ寄せは世帯に行くのではないか。新たな事業所割引は、世帯と事業所との間で公平なものとなるのか。その理由は何か。

○ 新たな事業所割引が受信料収入に及ぼす影響

- ・ ホテルや病院について「おおむねプラス・マイナス・ゼロの影響と試算」※、ホテルや病院も含めた事業所全体について「当初は減収が見込まれるものの、相応の期間内に減収額を増収額が上回るよう、努力していきたい」※とのことだが、どのような試算を行っているのか。

○ 「設置場所全数分」を契約しているか否かの確認方法

- ・ 新たな事業所割引は、設置場所全数分の契約を前提として適用することとしている。NHKには立ち入り調査は認められていないが、全数分が適切に申告されたか否かをどのように判断するのか。

2 その他

○ 割引制度の可能性等

- ・ 大口契約者に対し高い割引率を適用する大口割引の導入についてどう考えるか。
- ・ 現在既に導入されている割引制度の見直しについてどう考えるか。
- ・ その他負担の公平の観点から考えられる点はないか。

※は、平成19年2月27日の経営委員会における理事の発言